

独立行政法人労働者健康安全機構
令和6事業年度業績評価委員会報告書

令和8年1月22日

独立行政法人労働者健康安全機構
業績評価委員会

独立行政法人労働者健康安全機構
業績評価委員会委員（令和7年6月17日出席者）

海野 信也 北里大学 名誉教授

上條 由美 学校法人昭和医科大学 学長

◎ 川上 憲人 一般社団法人淳風会 代表理事理事長
東京大学 名誉教授

砂原 和仁 東京海上ホールディングス株式会社
人事部 シニアマイスター

武林 亨 慶應義塾大学 医学部 公衆衛生学教授

◎：委員長

（五十音順 敬称略）

はじめに

独立行政法人労働者健康安全機構(以下「機構」という。)の令和6年度における主な課題に係る対応状況の評価及び今後の運営に向けた意見を求めるため、令和7年6月17日に業績評価委員会(以下「当委員会」という。)を開催した。

本報告書は、当委員会において機構の業務に関する評価及び必要な提言を取りまとめたものであり、本報告書を基に、機構の責任において自主的な改善が行われることを期待する。

1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項について

(1) 労災病院事業について

労災病院は、勤労者医療の先進的な取組を行う中核的な拠点として、医療ソーシャルワーカー等が、患者や家族が抱える経済的、社会的問題の解決に向けた調整、援助に加えて、退院援助、社会復帰援助等の支援を行うことにより、患者の社会復帰に寄与している。また、研究・開発により得られた知見は、日本職業・災害医学会学術大会で発表するなどして広く普及を図っている。

大規模労働災害への備えとしては、労災病院災害対策要領に基づき、災害拠点病院、DMAT 指定医療機関の機能を維持し、近隣の医療機関とも合同訓練を行っている。また、新興感染症の発生、まん延時に備えた医療提供体制も整備している。過去にも地震等の自然災害における直接的な医療応援等で大きな実績を上げているが、日本産業衛生学会では、自然災害時に支援に当たる労働者の健康を支えることが近年の大きな議題として取り上げられており、労災病院としても存在感を示していく必要がある。

地域における人口減少・高齢化に伴う医療ニーズの質・量の変化等の課題に対しては、本部と労災病院で協議を行い、病院の方針、地域情勢などを考慮した上で病床機能区分の見直しを図ることにより、効率的な病院運営を行っている。緊急入院に対応するために一部の労災病院で混合病棟の導入や専従ベッドコントローラーを配置していることは高く評価できるものであり、経営改善にも繋がる高い稼働率を維持するためにはこうした緻密な取組も不可欠となるので、先行事例の検討が求められる。

第5期中期目標で厚生労働大臣から指示された指標に関して、治験症例数(目標;4,400件以上)については、治験を取り巻く外的要因の変化により目標達成に至らなかったものの、紹介率(同;76.0%以上)・逆紹介率(同;63.0%以上)、救急搬送応需率(同;70.0%以上)、患者満足度(同;80.0%以上)については、目標を達成している。

病床稼働率については、病床機能区分も様々であり、また急性期医療の中には稼働率を上げることが難しい診療科もあるが、そのような特性を踏まえた上で病床稼働率の計画を策定していることは評価できる。近年では医療材料費などが高騰しており、病床稼働率を上げても収支においてマイナスとなることのあることが医療機関共通の課題であるが、機構では、地域による価格差に着目し、全国的あるいは地域において共同購入の対象を広げることで対応することも視野に入れている。

(2) 治療就労両立支援事業について

治療と仕事の両立支援を推進するためには、企業、医療機関、労働者等の多くの関係者による連携を強化していく必要があるが、全国の産業保健総合支援センターでは、治療と仕

事の両立支援に関する経営者、管理職の理解の促進に対応するものとして、労働者と企業との間の個別訪問支援を実施するほか、中小企業への周知に対応するものとして、事業主を始めとした啓発セミナーを開催することにより、治療と仕事の両立に向けた取組を社会全体に広げる活動を続けている。

両立支援コーディネーターは、医療や心理学、労働関係法令や労務管理のほか社会的なニーズが近年高まっているメンタルヘルス不調に関する知識等を身に付け、患者、主治医、企業等のコミュニケーションのハブとして機能することが期待されているが、機構では、こうした人材を育成するために、両立支援コーディネーター基礎研修をオンライン形式で開催している。研修では、講義途中の確認テスト、アンサーパッドによる個人演習を取り入れるなどして、質の向上にも取り組んでいる。

厚生労働大臣から指示されている指標に関しては、支援した雇患者の件数(目標;1,200件以上)、患者満足度(同;90.0%以上)、事例検討会の有用度(同;80.0%以上)のすべてにおいて、目標を達成している。また、定性的な取組として厚生労働大臣から指示された、両立支援コーディネーター基礎研修及び事例検討会におけるメンタルヘルス不調に係る内容の拡充に関しても、両立支援コーディネーター基礎研修にメンタルヘルスに関する講義を追加し、事例検討会に精神疾患を発症した患者の治療と仕事の両立支援に関わるモデル事例を取り入れることで対応している。

治療と仕事の両立支援の推進は、国においても重要な事業であり、機構でも大臣が指示したプロセス指標の達成に非常に力を入れているが、現場の声を聞くと、この事業のより難しいところは、プロセスの先の実際に働く人たちのためになったというアウトカムを得ることにあると思われる。事業の困難度はその事業に内包するものであることから、治療と仕事の両立支援の苦労を一番承知している両立支援コーディネーターが、小さなパイロット事業所における治療就労両立支援事業の浸透度を「見える化」するなどして、当該年度にその困難な状況がどれほど克服されたかという政策の効果を国等に対しても明らかにし、次の年度の事業に反映させていく仕組みを構築することが、この事業を実際の働く人たちのものとするためには不可欠である。

中国労災病院治療就労両立支援センターの豊田章宏所長を代表とする研究では、両立支援コーディネーターの配置の多い医療機関では支援件数も多いことが明らかになっており、両立支援コーディネーターの増加を促す根拠ともなっているが、現在は両立支援コーディネーター基礎研修の受講者の多くが大企業関係者に偏っており、両立支援コーディネーターの増加の効果が中小の事業場にそれほど及んでいないという問題も生じている。令和7年の改正労働安全衛生法により、50人未満の事業場では努力義務であったストレスチェックが義務化されているが、治療と仕事の両立支援についても、50人未満の事業場を視野に入れた方向性が見直しが望まれる。

両立支援コーディネーター基礎研修をオンライン形式で実施することで、多くの研修修了者を安定的に輩出できるようになっている。今後は、全体の需要を見据えて、どのような範囲にどの程度供給できているかという達成度を示せるようにすることが、事業の継続を判断する上では必要と思われる。

(3) 専門センター事業について

医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センター(分院である北海道せき損センターを含む。)では、主治医、関連診療科の医師、リハビリテーション技師、医療ソーシャルワーカー等が治療における要所で情報共有を行うなどして相互に連携を図り、受傷直後の早期治療からリハビリテーションに至るまで一貫した高度、専門的医療を提供することで、職場又は自宅復帰可能である退院患者の割合を一定数(厚生労働大臣から指示されている目標; 80%以上)確保できている。

さらに、医療リハビリテーションセンターにおいては、国立吉備高原職業リハビリテーションセンターと連携し、患者ごとの治療や退院後のケアに係るプログラムについて改良を図るなど、患者の技能向上、職業訓練を共同で実施したことも、目標達成に寄与している。

患者満足度(同;80%以上)については、患者サービス向上委員会等で調査結果を分析し、改善可能な項目について対策を講じたことにより、目標を達成している。

(4) 労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等について

労働安全衛生行政上の課題に対応した研究を実施し、当該研究を踏まえて労働安全衛生関係法令、国内基準及び国際基準の制定並びに改定に積極的に貢献することは、労働安全衛生行政の推進に当たって極めて重要であり、機構において、研究の実施前後に厚生労働省政策担当部門と密に意見交換し、行政政策上の課題、研究内容のすり合わせを行った上で研究を実施することで、その要請に答えていることは高く評価できる。

厚生労働大臣から指示されている指標に関しては、外部有識者で構成される業績評価委員会労働安全衛生研究評価部会の対象となる研究の事後評価結果(目標;5点満点中平均3.5点以上)、プロジェクト研究、協働研究及び行政要請研究の成果の政策への反映割合(同;報告書総数の80%以上で政策効果が期待できるとの厚生労働省の評価を得る)、法令等の制定、改正等の貢献件数(同;10件以上)、安全衛生技術講演会における参加者の有意義度(同;3点満点中2.0点以上)のすべてにおいて、目標を達成している。

労働安全衛生総合研究所が研究機関としての基礎的な機能を高めるために、国際的な発信による貢献も念頭に置いて、英文雑誌への投稿を促していく取組も重要である。国立研究開発法人など政策目的で設置された研究機関においても、現在では、ある程度自由度の高い研究のエフォート(従事比率)を上げるために、積極的に科学研究費助成事業などの競争的研究資金を獲得することが推奨されるようになってきている。競争的研究資金の獲得により間接経費が得られることは研究所にとってもプラスであり、それにより研究環境の魅力を増すことができれば、優秀な人材の確保にも繋がり、更なる研究の質の向上を見込める好循環となることも期待できる。実現に向けた課題はあると思うが、自由度の高い研究割合を増やすための検討は、労働安全衛生総合研究所においても不可欠である。

(5) 労働災害調査事業について

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第96条の2の規定に基づく災害調査等の実施については、厚生労働省からの依頼に基づき、迅速かつ適切に労働災害の原因調査を行い、調査結果を報告している。

厚生労働省が行った調査も含め災害調査結果等については、データベース化を進めて

おり、体系的に整理及び分析を行うことで、再発防止対策の提言や災害防止のための研究への活用及び反映を行っている。

厚生労働大臣から指示されている指標である災害対策報告及び鑑定結果報告に関する依頼元の評価点数(目標;3点満点中の平均点 2.0 点以上)に関しては、目標を上回る成果を出している。

(6) 化学物質の有害性調査事業について

厚生労働省の化学物質による労働災害のための規制が、国によるばく露の上限となる基準の策定、危険性・有害性情報の伝達の整備拡充等を前提として、事業者が、リスクアセスメントの結果に基づき、ばく露防止のための措置を適切に実施する制度に転換する中、機構の化学物質の危険性・有害性情報の伝達は、これまでに増して重要になっている。機構においては、厚生労働省とも調整し、今後は発がん性に注目した長期吸入試験は行わず、GHS分類に当たって不足する有害性情報の調査を行うこととなり、老朽化が著しい秦野市内の研究所を民間ラボの湘南アイパークに移転して、労働安全衛生総合研究所(湘南地区)として活動を始めている。令和7年度から短期吸入試験、経皮試験の本試験を実施することとし、令和6年度は、SOP 計画書の作成、試験実施方法の検討、操作習熟や試行試験など OECD ガイドラインに基づき試験を円滑に実施できるよう準備を進めていたが、令和7年4月から予定どおり試験を開始することができている。

試験の迅速化・効率化等を図るための調査及び研究としては、発がん性等の In silico 及び In vitro 手法を用いた GHS 未分類項目の区分決定の加速を促すためのスクリーニング方法の検討や、疾患特異的な細胞の探索から新たな試験法の開発の検討を進めている。

有害性調査の成果の普及としては、メタクリル酸プチルとプロモプロパンに関する発がん性論文及び報告書の内容が、WHO(世界保健機構)のがん専門の機関である IARC(国際のがん研究機関)のモノグラフにおいて発がん性分類2Aの根拠としてオンライン掲載されている。

労働安全衛生研究所の活動について、IARC に論文が引用されたことなどを挙げるなど受け身の説明が目立つ状況は、現状のスケールを考えればやむを得ないことではあるが、IARC や米国などでは、研究機関がルールを作る側に入り、有害性評価の発がん性分類などを作っていることを考えると、役割意識が低すぎるように思われる。国際的なプレゼンスを発揮するまでには相応の期間が必要であると思うが、化学物質の有害性情報の調査及び研究は、政策だけでなく、研究所の国際的な役割としても極めて重要な分野であるので、むしろこちらから発信していける存在に変化するという高い目標を掲げ、そこに達するための活動内容を検討していくことが不可欠である。

また、独立行政法人に対する国の評価の指針に則ると、国からの定性的な指示に対する活動の評価が低いものとなりがちだが、労働安全衛生総合研究所が世界に発信できる質的に優れた活動は、今後はもとよりこれまでもあったと思われる。国の評価制度の問題は別として、当委員会では、委員にもっと見えるような形で労働安全衛生総合研究所の活動を示すことを期待する。

(7) 産業保健活動総合支援事業について

産業保健活動総合支援事業は、中小事業に対するメンタルヘルス対策支援の強化、化学物質の自律的な管理に係る支援のほか、今まで対象としてこなかった個人事業者への対応など、専門性の深化や対象範囲の拡大が進展しているが、そうした短期間に拡大が見込まれる事業においては、現場へのしわ寄せも想定されるので、機構では、国の予算措置に応じて事業を展開していくことを原則として、その予算措置の中では解決が困難な現場の課題を明らかにしていくことが、当委員会で実のある議論を行う上では不可欠である。また、機構では、国の策定した「働き方改革実行計画」や第14次労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与すべく、地域における産業保健サービスの提供及び事業場における自主的な産業保健活動の促進を支援してきたが、労働安全衛生法の改正等により中長期的に拡大が見込まれる行政施策の受皿として、現行の体制は必ずしも十分なものではないため、今後何年かをかけて、機構のガバナンスとして産業保健総合支援センターの改革ビジョンをまとめることが必要と思われる。

小規模事業場を含む地域の事業者ニーズを的確に把握し、多様な働き方をする全ての労働者の心身の健康が確保されるようにするためには、絶えず当事業の充実・強化等の見直しを行うことが必要であるが、事業を推進する上で不可欠である地域の医師会等関係機関からの協力が得られるよう連携の強化に努めつつ、社会情勢を踏まえたサービス提供方法を検討した結果、電子(WEB)会議システムを積極的に活用した専門的研修、相談対応の実施により、ニーズを踏まえた産業保健サービスを提供することができている。

治療と仕事の両立支援については、社会における取組への理解が不十分であることに加え、病院等医療機関の主治医、医療ソーシャルワーカー、産業保健スタッフ、人事労務担当者及び労働者本人等の多くの関係者間の連携が必要なことを踏まえ、多職種で構成される両立支援コーディネーターが、情報共有・交流を図る場として39回の交流会を開催し、また、グループワーク等を行う場として65回の事例検討会を開催している。

厚生労働大臣から指示されている指標に関しては、事業場における産業保健活動への積極的な支援として、専門的研修等実施回数(目標;5,300回以上)、産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターの相談対応件数(同;130,000件以上)、研修、相談又は指導を行った産業保健関係者、事業者等における具体的な改善割合(同;80%以上)、現場のニーズを踏まえた研修の実施としての研修利用者の有益度(同;90.0%以上)、相談体制の整備と効果的な運用としての相談利用者の有益度(同;90.0%以上)においては、目標を達成している。メンタルヘルス対策の推進として、産業保健総合支援センターの個別訪問支援件数(目標;3,000件)においては、動画配信や全国紙での広告により産業保健総合支援センター等の広報に努めたことや、国の審議会等でストレスチェックの見直しの議論が行われていたことも影響して、目標を上回る成果を出している。

当事業としては、厚生労働大臣の指示目標をすべて達成しているが、産業保健総合支援センターにおける所長の関与度の違い、小規模施設ゆえの属人的な要素の影響もあり、施設間のパフォーマンスに差のあることは課題であり、本部においてもサポートに努めている。所長会議や副所長会議といった本部からの指示説明事項を主体とした全国会議は開催されているが、各施設の職員が互いの状況を共有する場を設定し、良好実践事例を学び合う機会とすることも必要である。

(8) 未払賃金立替払事業について

未払賃金立替払事業は、労働者とその家族の生活の安定を図るためのセーフティネットとして重要な事業であることを踏まえ、迅速かつ適正に立替払を実施するために、大型請求事案については事前調整を行っているほか、地方裁判所への協力依頼や各弁護士会等での研修会を実施し立替払制度の周知に努めている。

厚生労働大臣から指示されている指標(目標;不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間が20日以内)に関しては、令和6年度の立替払処理件数が目標設定時には想定できなかった10年ぶりの水準に増加するという状況の中で、機構では、従来の取組の他に、他課の人員を本来業務に影響が出ないように考慮しつつ審査業務補助に充てるなど処理体制の強化を行ったことにより、困難な目標を達成している。

立替払の請求書の受付日から支払日までの日数は、制度を利用する労働者とその家族の状況を踏まえれば、厚生労働大臣の設定した指標の枠内に収まってさえいればよいという性質のものでもないため、引き続き日数の要因分析を行い、より迅速かつ適正な立替払の実施に努めることが求められる。

(9) 納骨堂の運営事業について

高尾みころも霊堂は、労働災害により尊い生命を失われた方々の慰霊の場であるとともに、合祀慰霊式において労働災害の根絶に向けた取組を誓う場であり、霊堂の適切な管理・運営は、国においても重要な事業と位置付けている。

厚生労働大臣から指示されている指標(目標;来堂者、遺族等の満足度が4点満点中平均3点以上)に関しては、日々の来堂者に対する取組として、検討会を4回開催し、接遇、環境整備等の改善に努めたほか、合祀慰霊式の参列遺族に対する取組として、歩行が困難な遺族等の来場をサポートするために近隣施設の協力を得て歩行困難者用駐車場を特設する等参列者に配慮した合祀慰霊式を実施したことにより、目標を上回る成果を出している。

満足度の調査に当たっては、合祀慰霊式に参列した遺族全員にアンケートを配布しているが、日々の来堂者に対してはアンケートを配布していないため、来堂者に比してアンケートの回答数が著しく低い状況になっている。日々の来堂者にもアンケートの意義を伝えるなど、もう少し回答数を上げる考慮をしてもよいと思われる。

(10) 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支払について

特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律(令和3年法律第74号)に基づく給付金等の支払に当たっては、個人情報取扱いに特に配慮した支払い事務マニュアルを整備し、国と密接な連携のもと、業務を適切かつ迅速に実施している。特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会の審査結果に基づき厚生労働大臣の認可を受けた1,521件の給付案件の全てについて、認定決定があった日の翌月月末までに支払いを終えている。

2 業務運営の効率化に関する事項について

働き方改革の取組を推進するため、機構では業務の効率化等に向けた取組を進めており、

長時間労働が繰り返されている部門と職員に対して所属長等を通じてヒアリング等を行うことで、長時間労働の原因究明及び抑制に努めている。また、各種会議・研修等での指示等により、年次有給休暇の取得率の向上に努めている。医師の働き方改革については、診断書作成補助やカルテ代行入力等を行う医師事務作業補助者の積極的な活用等により、医師の業務負担軽減を図るとともに、長時間労働医師に対する面接指導体制を整備することにより、医師の健康確保に努めているが、医師である理事長自らも、B、C水準となっている病院の性格をよく理解した上で、今後の方策を検討している。働き方改革は、病院の経営との整合性の取り方も課題であり、人件費の増加が不可避である点は他の医療機関と共通する大きな問題であるが、機構においても引き続き検討していく必要がある。

機動的かつ効率的な業務運営としては、調達等合理化計画に基づいた更なる競争性の確保及び仕様の見直し等により経費節減を図っている。

厚生労働大臣から指示されている指標（一般管理費及び事業費の削減率）に関しては、目標を達成している。

3 財務内容の改善に関する事項について

労災病院の経営改善については、独立行政法人国立病院機構等公的医療機関と連携し、医薬品及び高額医療機器の共同購入を行うことにより、スケールメリットを活かした経費節減が図られている。また、安定的な病院運営を図るため、主に経営状況が悪化している労災病院に対する個別業務指導・支援を実施したほか、労災病院に設置している未収金対策チームの活動を強化し、未収金発生防止マニュアルに基づき、医業未収金の状況に応じた適切な回収を図っている。各労災病院の患者数、診療単価、病院ごとの収入における計画とその実績との差については定期的にまとめられており、それらの資料は日常の議論に活用されている。

外部資金の活用等については、厚生労働科学研究費補助金等競争的研究資金の獲得による研究の促進、クラウドファンディングの活用による労災病院の機能強化を図っている。

保有資産の見直しについては、保有資産利用実態調査に基づき、処分可能な資産の売却を進めており、不要財産以外の重要な財産の売却により生じた収入は労災病院の増改築基金に充当している。また、特許権に関して、実施許諾及び成果物の有償頒布による収入の拡大を図っている。

厚生労働大臣から指示されている指標（医療法施行令に規定する病院報告に基づく全国一般病床の平均病床利用率以上の病床利用率）に関しては、紹介患者及び救急患者の積極的な受入れにより、目標を達成している。

新型コロナウイルス感染症が国際的な広がりを見せた令和2年から、我が国の多くの医療機関の収支が改善したが、これは国の病床確保料等の特例措置の影響が大きく、当委員会では、職員が一丸となって患者の受入に当たり労災病院の収支が改善したとの報告を受ける中でも、特例措置の廃止後を見据え、それぞれの労災病院の未来が見える事業計画を作成する必要性について提言してきた。医療機関に対する特例措置の見直しが令和5年9月に行われ、医療機関の多くが深刻な経営難に陥る中で、その切迫感はより増していると思われる。

機構の主要な業務の一つである労災病院事業についても、地域の医療ニーズを踏まえた病院機能の見直し・合理化が進められているが、昨今の物価高騰や賃上げへの要請等、労災病院の経営を取り巻く環境は厳しさを増しており、この傾向は今後も継続することが予想される。こ

うした状況を踏まえると、事業の持続性を担保するためには、個々の労災病院が不断の収支改善に努めることはもとより、労災病院が担うべき本質的な役割・機能を見極めた上で、一部で進んでいる統廃合も視野に入れて、存続させる労災病院全体の機能をより高めていく抜本的な取組を今以上に進めていく必要がある。

4 その他業務運営に関する重要事項について

人事に関する事項に関しては、障害者雇用の着実な実施について、本部に理事長直轄の障害者雇用専門職及び障害者雇用専門員を配置し、本部と施設、障害者の就労を支援する機関とが連携して、実習から採用、就職後の支援までを行うことにより、障害者の確実な採用、定着に繋げ、法定雇用率を上回る状況を継続している。

内部統制の充実、強化に関しては、個人情報漏えい事案及びハラスメント事案等の非違行為について発生状況を把握する体制を構築しており、事案の内容、発生原因、再発防止対策等については、事案ごとに都度検証している。定期的実施しているコンプライアンスチェックリストの結果や、ハラスメントに関する研修の実施状況及び今後の実施案については、内部統制委員会に諮り、承認を得た発生防止対策に取り組むことで、非違行為発生の防止を図っている。個人情報漏えい事案及びハラスメント事案等の非違行為の発生は、組織運営上極めて重いものであることから、発生状況を把握するなど内部統制の充実・強化を図ることを期待すると同時に、次年度以降、再発があった場合の業績評価については、個別事案にもよるものの厳格な評価を行うことを基本に検討すべきものとする。令和6年4月に東京労災病院の医師が収賄の容疑で逮捕されたことを機構では重く受け止めており、事案発生後直ちに全施設に対して注意喚起文を発出するとともに、役職員倫理規程等の周知を行っているが、再発防止に向けて、様々な機会をとらえて全職員が法令遵守を徹底するよう改めて措置している。研究不正の防止については、研究に携わる職員が高い倫理観をもって活動できるよう、利益相反行為、研究内容に関する不正行為の防止対策、研究費の不正防止対策の実施等の内容を盛り込んだeラーニング研修を受講する環境を整備している。

情報セキュリティ対策の推進に関しては、第三者による訪問監査、外部ペネトレーション(疑似侵入)テストを実施し、その結果を踏まえて各施設に情報セキュリティ指導事項改善報告書を作成させることでPDCAサイクルによる情報セキュリティ対策の改善を図っている。

広報に関する事項に関しては、機構ホームページ上に掲載している各情報へのアクセス性を高める観点から、利用者の視点に立ったトップ画面の改修作業を進めている。

厚生労働大臣から指示されている指標に関しては、質の高い医療の提供と安定した運営基盤の構築に必要な人材の育成を目的とした、機構本部主催の職員研修の有益度(目標; 85.0%)、優秀な看護師の養成を目的とした、労災看護専門学校の看護師国家試験合格率(同;全国平均以上)において、目標を達成している。

労災看護専門学校では、労災病院における勤労者医療の推進に必要な専門性を有する看護師を養成しているが、国家試験合格者 385 名のうち 384 名が労災病院に勤務している。また、看護師の卒後教育について、労災病院には 30 名の専門看護師、370 名の認定看護師が在籍しているほか、機構は特定行為の研修機関の指定を受けている。

5 今後の運営に向けて

一定の事業のまとまりを踏まえた、機構の業務に関する評価及び委員会としての意見はこれまでに記載したとおりであるが、事業全体を通じ、当委員会のあり方も含めて以下のとおり付言する。

機構は、多くの事業部門とその事業に従事する1万5千人を超える職員を擁しているが、各地域に機関が独立してそれぞれの考えで活動する傾向が見られるため、経営層のリーダーシップを更に強め、機構が理想とする一つの考えのもとで動いていく形に収斂させていく必要がある。また、事業に従事する職員のモチベーションを高める上でも、機構の事業が国の政策の中でどのような位置付けにあるかを職員に分かるように示し、職員が、自部門の事業が国の展開する事業のどの程度の割合を担っているか、また、自部門の事業が国の大きな政策目的のゴールにどう繋がっているかを理解できるようにすることが必要である。

労災病院事業、治療就労両立支援事業及び産業保健活動総合支援事業については、複数の事業を抱える各種の施設をそれぞれ全国に展開させるという複雑な構造となっており、施設又は地域のサービスの差が非常に大きなものとなっている。これらの差をできるだけなくし、かつ全体の質を上げることが必要であるが、そのためには、機構の同種の施設や同じ地域に展開する機構の各施設の職員が集い、学び合う機会を設けるなどして、具体的に質を上げていく仕組みを構築することが考えられる。

機構の活動を評価する仕組みとしては、当委員会の他に、国の独立行政法人評価制度に基づく主務大臣の評価があるが、これは政府全体の評価の統一性を重視して、定量的指標の達成度による評定が主体となっている。当委員会は、機構のみを対象として、主な課題に係る対応状況の評価及び今後の運営に向けた意見を述べる役割を担っているため、国の独立行政法人評価の指針のみを踏まえて機構の業務の達成度を提示されれば、機構の具体的な頑張りを十分に評価することは難しくなる。当委員会では、厚生労働大臣から指示された定量指標の達成度のみならず、むしろ業務の質の向上に関する課題や、非常に突出した活動などを共有して、各委員が機構の今後の活動に資する意見を述べやすい場とするよう配慮をお願いしたい。

令和6事業年度業績評価委員会報告書に
基づく業務の改善について

令和8年3月31日

独立行政法人労働者健康安全機構

1 大規模災害時に労働者の健康を支える労災病院独自の支援について

大規模労働災害への備えとしては、過去にも地震等の自然災害における直接的な医療応援等で大きな実績を上げているが、近年の大きな議題として自然災害時に支援に当たる労働者の健康を支えることを取り上げている学会もあるため、労災病院としてもそういった点において存在感を示していく必要がある。

(業績評価委員会報告書1頁「労災病院事業について」に係る御提言)

当機構の理念に「勤労者医療の充実」を掲げており、また、行動指針においては、「(1) 一般医療を基盤とした勤労者医療を常に先取りし、実践していきます」、「(3) 全ての勤労者の健康維持を安全向上に貢献します」ということを定めている。

「勤労者医療の充実」、「全ての勤労者の健康維持(中略)に貢献する」という理念、行動指針の下、自然災害時に支援に当たる労働者に対して行政と連携しながらどのような健康支援ができるのか、各種学会等で発信されている情報の収集などに努め、引き続き検討してまいりたい。

2 病床稼働率向上のための先行事例の検討について

医療ニーズの質・量の変化等の課題に対して、例えば一部の労災病院で緊急入院に対応するための種々の試みを進めているが、経営改善にも繋がる高い稼働率を維持するためにはこうした緻密な取組も不可欠となるので、先行事例の検討が求められる。

(業績評価委員会報告書1頁「労災病院事業について」に係る御提言)

病床稼働率の向上に向けては、各労災病院で種々の取組を行っており、その中には、病床管理システムの導入など、一部の労災病院が先行して開始した取組事例もあるところである。

これまでも好事例については、本部主催の各種会議や文書により全労災病院に共有するなど横展開しており、今後、労災病院の中で先行して行っている好事例や他の病院団体・医療関連サービスの事例を情報収集し、各労災病院の経営改善に資する更なる取組を検討してまいりたい。

3 治療と仕事の両立支援における政策の効果の提示について

治療と仕事の両立支援の推進は、国においても重要な事業であり、機構でも大臣が指示したプロセス指標の達成に非常に力を入れているが、この事業のより難しいところは、実際に働く人たちのためになったというアウトカムを得ることにあると思われる。治療と仕事の両立支援の苦労を一番承知している両立支援コーディネーターが、小さなパイロット事業所における治療就労両立支援事業の浸透度を「見える化」するなどして、当該年度にその困難な状況がどれほど克服されたかという政策の効果等国等に対しても明らかにし、次の年度の事業に反映させていく仕組みを構築することが、この事業を実際に働く人たちのものとするためには不可欠である。

(業績評価委員会報告書2頁「治療就労両立支援事業について」に係る御提言)

実際に働く人たちのためになったというアウトカムを得ることについては、当機構においても労災病院を中心に事例収集を行い、支援者に対する満足度アンケートの実施を

通してその結果を把握しているところである。また、事例検討会のアンケートや個別調整支援フォローアップ調査を分析し、実際に勤労者支援として効果があったか（アウトカム）を把握しているところである。

一方で、これまでに実施した支援に対する満足度調査により課題も見えてきたことから、今後、治療就労両立支援事業の浸透度を見える化するアウトカムの設定を検討してまいりたい。

また、引き続き両立支援コーディネーターの輩出数や疾病別の支援件数を集計・可視化し、配置状況や支援実績の推移を指標化することで、浸透度を把握してまいりたい。

なお、治療と仕事の両立支援の認知度は、これまでの周知により、一定程度高まっているものと承知しているが、現状においては事業所におけるその取組状況は大企業と中小企業で二極化しており、特に今後の政策を推進する上で必要な中小企業における取組の協力を得ることは容易ではなことから、パイロット的な事業所において治療就労両立支援事業の浸透度を「見える化」するアンケートの調査分析をすることで、支援後のアウトカムを一定程度示すことができると考えている。

4 50人未満の事業場を視野に入れた治療と仕事の両立支援の方向性を見直しについて

現在は両立支援コーディネーター基礎研修の受講者の多くが大企業関係者に偏っており、両立支援コーディネーターの増加の効果が中小の事業場にそれほど及んでいないという問題も生じている。令和7年の改正労働安全衛生法により、50人未満の事業場では努力義務であったストレスチェックが義務化されているが、治療と仕事の両立支援についても、50人未満の事業場を視野に入れた方向性を見直しが望まれる。

（業績評価委員会報告書2頁「治療就労両立支援事業について」に係る御提言）

令和8年4月の改正労推法の施行による両立支援の努力義務化に伴い、50人未満の中小企業も含め需要の増加が見込まれるため、令和8年度からは、研修の1回当たりの受講定員を約900人から2,000人程度へと拡大して実施する予定である。

また、都道府県ごとの研修修了者の配置状況を本部において引き続き把握・分析するとともに、厚生労働省と連携しながら、労働局内に設置されている治療と仕事の両立支援推進チームに情報提供をすることや、企業規模等を考慮した上で、全国の産業保健総合支援センターを通じて協会けんぽなどに情報提供することなどにより、効果的な基礎研修の受講勧奨など引き続き実施してまいりたい。

5 両立支援コーディネーターの需要に対する供給状況の把握について

両立支援コーディネーター基礎研修をオンライン形式で実施することで、多くの研修修了者を安定的に輩出できるようになっている。今後は、全体の需要を見据えて、どのような範囲にどの程度供給できているかという達成度を示せるようにすることが、事業の継続を判断する上では必要と思われる。

（業績評価委員会報告書2頁「治療就労両立支援事業について」に係る御提言）

厚生労働省労働基準局安全衛生部との定期的な協議を行っているが、令和8年4月の改正労推法の施行による治療と仕事の両立支援の努力義務化に伴い、需要の増加が見込まれるため、厚生労働省から年間8,000人以上の人材育成が求められていることから、

令和8年度から研修の定員を1回あたり約900人から2,000人程度へ拡大する予定である。今後も安定的な育成を継続して進めてまいりたい。

6 研究機関としての基礎的な機能向上について

労働安全衛生総合研究所が研究機関としての基礎的な機能を高めるために、国際的な発信による貢献も念頭に置いて、英文雑誌への投稿を促していく取組も重要である。
(業績評価委員会報告書3頁「労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等について」に係る御提言)

英文雑誌への投稿に係る投稿料の支払いを予算的に支援し、研究所内の研究評価において高い評価を与えるといったインセンティブを設けるなど、研究所として英文雑誌への積極的な投稿を促すための取組や支援を実施している。研究機関としての基礎的な機能向上に向けて国際的な発信により貢献することの重要性は認識しており、これまでの取組により、令和5年度の英文雑誌投稿数(39件)よりも令和6年度の英文雑誌投稿数(70件)の方が増加しており、着実に成果が現れているものと考えている。今後とも継続して進めてまいりたい。

7 自由度の高い研究エフォートを上げるための取組について

競争的研究資金の獲得により間接経費が得られることは研究所にとってもプラスであり、それにより研究環境の魅力を増やすことができれば、優秀な人材の確保にも繋がりが、更なる研究の質の向上を見込める好循環となることも期待できる。実現に向けた課題はあると思うが、自由度の高い研究割合を増やすための検討は、労働安全衛生総合研究所においても不可欠である。
(業績評価委員会報告書3頁「労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等について」に係る御提言)

研究所として各種競争的研究資金への応募を推奨し、応募の際には専門の職員が内容を確認するなどの支援を行っているほか、若手研究員に対しては各研究グループで支援し、研究課題への参加を呼び掛けている。また、自由度の高い研究として「基盤的研究」を設けている。厚労省からの中長期的な行政課題を踏まえた研究業務とのバランスも考慮しつつ、「基盤的研究」または各種競争的研究への従事を促しているところ、引き続き、自由度の高い研究にも積極的に取り組んでまいりたい。

8 研究所の能動的な活動について

IARCや米国などでは、研究機関がルールを作る側に入り、有害性評価の発がん性分類などを作っている。化学物質の有害性情報の調査及び研究は、労働安全衛生研究所の国際的な役割としても極めて重要な分野であるので、他機関で論文が引用されるという水準を超えて、こちらから発信していける存在に変化するという高い目標を掲げ、そこに達するための活動内容を検討していくことが不可欠である。
(業績評価委員会報告書4頁「化学物質の有害性調査事業」に係る御提言)

業績評価委員会より示された、「国際的な有害性評価において、評価を受ける側にとどまらず、評価枠組みの形成に資する側へと役割を高めていくべき」との提言について、重要な指摘として受け止めている。

湘南地区では従来の個別物質の毒性データ整備・提供に加え、試験方法の迅速化・効

率化・高精度化等を図るという、現状国際基準として OECD テストガイドラインに定められている評価概念そのものの科学的検証を行う研究に重点を移しているところ。

この方向転換の具体的取組として、運営費交付金事業を基盤としつつ、評価概念の高度化や国際的発信力の強化に資する研究テーマについて、外部競争的研究資金を活用しており、以下のとおり採択・実施している。

- ・文部科学省 科学研究費助成事業
- ・基盤研究 B：2 件
- ・基盤研究 C：1 件
- ・厚生労働省 労災疾病臨床研究事業：2 件

今後は、得られた研究成果を体系的に整理し、国際的な評価議論の場に提示することで、有害性評価の枠組み形成に資する試験研究機関としての役割を段階的に高めていく方針としている。

9 化学物質の有害性調査事業に係る優れた活動の紹介について

化学物質の有害性調査事業において、労働安全衛生総合研究所が世界に発信できる質的に優れた活動は、今後はもとよりこれまでもあったと思われる。国の評価制度の問題は別として、当委員会では、委員にもっと見えるような形で労働安全衛生総合研究所の活動を示すことを期待する。

(業績評価委員会報告書 4 頁「化学物質の有害性調査事業」に係る御提言)

湘南地区では OECD ガイドライン等に基づき吸入毒性試験等を着実に実施しており、化学物質管理の基盤として重要な役割を果たしている。

加えて、蓄積してきた病理データは、単なるエンドポイント確認にとどめず、有害性評価枠組みとの関係性を明示した形で体系化することを目指し、国際的に発信する取組を進めている。その例として、2026 年 2 月に *Nanomaterials* (2026;16(4):230) に発表した論文が挙げられる。難溶性低毒性粒子に関する既存の吸入毒性試験データをヒトじん肺病理の視点から再整理したもので、動物試験結果をヒトリスクへ外挿する際の論理構造を再検討する試みとなる。

このような研究所の活動については、当委員会の場において説明を尽くしてまいりたい。

10 産業保健総合支援センターのあり方の検討について

労働安全衛生法の改正等により中長期的に拡大が見込まれる行政施策の受皿として、現行の体制は必ずしも十分なものではないため、今後何年かをかけて、機構のガバナンスとして産業保健総合支援センターの改革ビジョンをまとめることが必要と思われる。

(業績評価委員会報告書 5 頁「産業保健活動総合支援事業」に係る御提言)

労働者数 50 人未満の事業場にもストレスチェックの実施を義務化する改正労働安全衛生法の施行に対応するため、令和 8 年 1 月から、機構本部において、産業保健総合支援センターや地域産業保健センターの実務担当者、医師会関係者及び厚生労働省担当者が参画する検討会を開催し、地域産業保健センターの体制整備等について議論を重ねて

いる。

産業保健総合支援センターが行政施策の受け皿として求められる役割を果たしていくべく、体制の強化の方針について今後も検討してまいりたい。

11 短期間に拡大が見込まれる事業における課題の提示について

産業保健活動総合支援事業は、専門性の深化や対象範囲の拡大が進展しているが、そうした短期間に拡大が見込まれる事業においては、現場へのしわ寄せも想定されるので、機構では、国の予算措置に応じて事業を展開していくことを原則として、その予算措置の中では解決が困難な現場の課題を明らかにしていくことが、当委員会です実のある議論を行う上では不可欠である。

(業績評価委員会報告書5頁「産業保健活動総合支援事業」に係る御提言)

労働者数 50 人未満の事業場にもストレスチェックの実施を義務化する改正労働安全衛生法の施行に対応するため、令和8年1月から、機構本部において、産業保健総合支援センターや地域産業保健センターの実務担当者、医師会関係者及び厚生労働省担当者が参画する検討会を開催している。当該検討会においては、現場の課題等についても聴き取りを行いながら、地域産業保健センターの体制整備等について議論を重ねている。

このような事業における解決が困難な現場の課題についても、業務実績とともに報告してまいりたい。

12 産業保健総合支援センター職員の施設を越えた情報共有について

産業保健総合支援センターにおいて、小規模施設ゆえの属人的な要素の影響等、施設間のパフォーマンスに差のあることは課題である。所長会議や副所長会議といった本部からの指示説明事項を主体とした全国会議は開催されているが、各施設の職員が互いの状況を共有する場を設定し、良好実践事例を学び合う機会とすることも必要である。

(業績評価委員会報告書5頁「産業保健活動総合支援事業」に係る御提言)

ブロックごとに産業保健総合支援センターの専門職会議を開催しており、各センターの職員が取組状況の共有等を図っている。

また、業績評価委員会での御意見等も踏まえ、令和7年10月に、産業保健総合支援センターの専門職を対象とした全国研修会を開催し、グループワーク等を通じて、良好実践事例を学び合う機会を設けた。

今後も引き続き上記のブロック会議を開催するとともに、労働者数 50 人未満の事業場にもストレスチェックの実施を義務化する改正労働安全衛生法の施行に対応すべく、産業保健総合支援センターの専門職を含む関係職員を対象とした全国会議を開催することを予定している。

13 立替払の請求書の受付日から支払日までの目標日数の位置付けについて

立替払の請求書の受付日から支払日までの日数は、制度を利用する労働者とその家族の状況を踏まえれば、厚生労働大臣の設定した指標の枠内に収まってさえいればよいという性質のものでもないため、引き続き日数の要因分析を行い、より迅速かつ適正な立替払の実施に努めることが求められる。

(業績評価委員会報告書6頁「未払賃金立替払事業」に係る御提言)

未払賃金立替払事業が労働者とその家族の生活の安定を図るためのセーフティネットであることを踏まえ、引き続き日数の要因分析を行い、迅速かつ適正な立替払の実施に努めてまいりたい。

14 高尾みころも霊堂の日々の来堂者の満足度の把握手法について

日々の来堂者に対してはアンケートを配布していないため、来堂者に比してアンケートの回答数が著しく低い状況になっている。日々の来堂者にもアンケートの意義を伝えるなど、もう少し回答数を上げる考慮をしてもよいと思われる。

(業績評価委員会報告書6頁「納骨堂の運営事業について」に係る御提言)

受付にアンケート用紙を設置し、来堂者の皆様に対して「霊堂をより良い環境にするため、よろしければご意見をお聞かせください」とお声がけを行うことで、回答率の向上を図ってまいりたい。

15 労災病院全体の機能を高めるための抜本的な取組について

機構の主要な業務の一つである労災病院事業についても、昨今の物価高騰や賃上げへの要請等、労災病院の経営を取り巻く環境は厳しさを増しており、この傾向は今後も継続することが予想される。事業の永続性を担保するためには、個々の労災病院が不断の収支改善に努めることはもとより、労災病院が担うべき本質的な役割・機能を見極めた上で、一部で進んでいる統廃合も視野に入れて、存続させる労災病院全体の機能をより高めていく抜本的な取組を今以上に進めていく必要がある。

(業績評価委員会報告書7頁「財務内容の改善に関する事項について」に係る御提言)

昨今の物価高騰等の状況が全国の医療機関の経営に深刻な影響を及ぼす中で、当機構本部としても、労災病院の経営面のサポートをより強化しているところである。

特に、令和7年度は、本部において各病院の計画の達成状況や取組状況についての月次確認を強化するとともに、計画との乖離が大きい病院等に対し、病床機能の見直し等を含めた労災病院の機能強化や収支改善に向けた対応の検討を指示した。さらに、自力で経営改善が困難な病院に対しては、地域から真に求められている機能に自院の診療機能を改編させつつ、自治体に更なる支援を要請するなどの対策も講じている。

また、令和8年度には、収支改善の状況が芳しくない労災病院の経営面のサポートを担当する新たな部室を本部に設置する予定であり、対象病院の機能強化や収支改善に向けた取組を更に強化してまいりたい。

16 各事業の政策上の位置付けの明確化と機構経営層のリーダーシップの強化について

機構は、多くの事業部門とその事業に従事する1万5千人を超える職員を擁しているが、各地域に機関が独立してそれぞれの考えで活動する傾向が見られるため、経営層のリーダーシップを更に強め、機構が理想とする一つの考えのもとで動いていく形に収斂させていく必要がある。また、事業に従事する職員のモチベーションを高める上でも、機構の事業が国の政策の中でどのような位置付けにあるかを職員に分かるように示し、職員が、自部門の事業が国の展開する事業のどの程度の割合を担っているか、また、自部門の事業が国の大きな政策目的のゴールにどう繋がっているかを理解できるようにすることが必要である。

(業績評価委員会報告書9頁「今後の運営に向けて」に係る御提言)

理事長から各施設長に対し、機構の理念を全職員に周知するよう定期的に依頼することで、機構の理想を各職員の行動規範として活かすことができるよう図ってまいりたい。また、厚生労働大臣から示された年度の業務実績に関する評価結果を全職員に周知し、当機構の各事業に課されたミッション及びその達成に向けた取組実績並びにその達成状況に対する評価について理解できるようにし、職員が自身や機構全体の業務に誇りをもって取り組めるよう図ってまいりたい。

17 地域に展開する各事業の均一化と質の向上について

労災病院事業、治療就労両立支援事業及び産業保健活動総合支援事業については、複数の事業を抱える各種の施設をそれぞれ全国に展開させるという複雑な構造となっており、施設又は地域のサービスの差が非常に大きなものとなっている。これらの差をできるだけなくし、かつ全体の質を上げることが必要であるが、そのためには、機構の同種の施設や同じ地域に展開する機構の各施設の職員が集い、学び合う機会を設けるなどして、具体的に質を上げていく仕組みを構築することが考えられる。

(業績評価委員会報告書9頁「今後の運営に向けて」に係る御提言)

労災病院事業については、全国の労災病院の職員を対象とした職種別や階層別の研修・会議等を開催しており、グループワーク等を通して他施設の職員と意見を交わし、学び合う場となるよう引き続き努めてまいりたい。また、複数の労災病院がチームとなり、医療安全対策の実施状況を相互チェックする取組等行っており、今後も労災病院間のレベルの均てん化及び質の向上を図ってまいりたい。

治療就労両立支援事業については、各施設の活動の中心となる両立支援コーディネーターを対象とした意見交換会を開催し、支援実績をフィードバックし、課題の共有や解決策の検討を通じて実践力を高めるとともに、時宜に応じた説明を行い、業務の底上げと質の均一化を図ってまいりたい。

産業保健活動総合支援事業については、全国の産業保健総合支援センターの職員を対象とした業種を限定しないWeb研修会を開催し、時宜に応じた指示・説明を行うことで事業の質の均一化を図ってまいりたい。

18 業績評価委員会のあり方について

当委員会は、機構のみを対象として、主な課題に係る対応状況の評価及び今後の運営に向けた意見を述べる役割を担っているため、政府全体の評価の統一性を念頭に置いた国の独立行政法人評価の指針のみを踏まえて機構の業務の定量的な達成度を提示されれば、機構の具体的な頑張りを十分に評価することは難しくなる。当委員会では、厚生労働大臣から指示された定量指標の達成度のみならず、むしろ業務の質の向上に関する課題や、非常に突出した活動などを共有して、各委員が機構の今後の活動に資する意見を述べやすい場とするよう配慮をお願いしたい。

(業績評価委員会報告書9頁「今後の運営に向けて」に係る御提言)

今後の業績評価委員会においては、定量指標の達成度のみならず、業務の質の向上に関する課題や、事業を牽引するパイロット的な取組などの紹介にも努め、委員の闊達な御議論に資するよう図ってまいりたい。